

【漁村総合整備事業】

漁村再生交付金

1. 趣 旨

漁業の根拠地であるとともに漁業者を含めた地域住民の生活の場となっている漁村においては、水産業の健全な発展を図るとともに、景観が優れ、豊かで住みよい漁村とするため、地域の特性に応じた水産業の生産基盤と生活環境施設の総合的な整備が行われてきた。

しかしながら、漁場環境の悪化、漁業資源の減少、過疎化・高齢化の進展等により、地域全体の活力が低下してきていることから、地域が主体となった活力ある漁村の再生を進めることが喫緊の課題となっている。

このような課題に柔軟に対応し、地域の創造力を活かせるように、国の関与を縮減し、市町村の裁量を大幅に拡大して、地域の既存ストックの有効活用等を通じた生産基盤と生活環境施設の効率的整備を推進する新たな仕組みを創設して、個性的で豊かな漁村の再生を支援する。

2. 事業内容等

- (1) 事業実施主体が、漁業者及び地域住民の意向を踏まえ、漁村の再生の目標及び客観的な指標を策定し、国がこれらの目標、指標等を総合的に評価して事業を採択する。これにより、事業採択時の関与を大幅に縮減する。
- (2) 事業内容は、現行の水産業の生産基盤（漁港施設及び漁場）及び生活環境施設の整備に加え、事業実施主体が提案する地域の創造力を活かし、漁村の再生に必要な整備（調査・社会実験等ソフトを含む。ただし、提案に係る整備は総事業費の10%以内とする。）とする。
- (3) 漁業情勢・社会情勢の変化等に伴って需要が著しく減少した、また、効果が低下した既存ストックの転用等を図り、漁村の再生を推進する。
- (4) 事業完了後、目標の達成状況を客観的に評価し、公表する仕組みを導入する。

3. 事業実施主体等

- (1) 事業実施主体：市町村
- (2) 採択要件：市町村が策定する「漁村再生計画」に基づいていること
- (3) 事業採択期間：平成17年度から平成21年度
- (4) 補助率：1/2（但し北海道、離島60/100、奄美、沖縄75/100）

4. 科 目

- （項）水産基盤整備費
- （目）漁村総合整備事業費補助
- （目細）漁村づくり総合整備事業費補助
- （目細細）漁村再生交付金

5. 平成17年度概算決定額（平成16年度当初予算額）
3,000,000（0）千円

6. 事業連携

同一の市町村内におけるむらづくりに関する整備については、市町村が策定する「むらづくり計画」に基づき、総合的・一体的に整備できる仕組みを構築。

（水産庁漁港漁場整備部防災漁村課）